

令和6年度 給与支払報告書の記載要領

給与支払報告書は、給与所得者の住民税申告に代わるものです。

令和5年中に給与等の支払いをした方は、「給与支払報告書」を給与所得者の**令和6年1月1日現在の住所地の市区町村に令和6年1月31日(水)までに提出しなければなりません。**

[事務の都合上、令和6年1月25日(木)頃までに提出いただければ幸いです。]

〈注意事項〉

- (1) 中途退職者について、公平、適正な課税を行うという見地から、**給与支払金額が30万円以下の方についても、給与支払報告書の提出をお願いいたします。**
- (2) 住所とは、給与所得者の生活の本拠地をいいます。原則として住民基本台帳に登録されている住所地となりますが、具体的な認定にあたっては、次の例を参考にしてください。
 - ① 勤務する事務所又は事業所との関係上、家族と離れて居住している方は、本人の日常生活関係、家族との連絡状況の実情を確認して認定します。
 - ② ①による認定が困難な方で、勤務日以外には家族のもとにおいて生活を共にする方については、家族の居住地に住所があるものとします。
 - ③ 仕事の関係上、家族の居住地を離れて転々と居を移している方又は職務の性質上年間において一定期間家族の居住地を離れて別に起居している方は、家族の居住地にあるものとします。
 - ④ ③において、同一の場所に1年以上居住している場合においては、本人の住所は当該場所にあるものとします。

○給与支払報告書(総括表)の添付

給与支払報告書(個人別明細書)を提出する際には、同封の「給与支払報告書(総括表)」を添付してください。

自社製や、官製の総括表を使用する場合でも、必ず同封の総括表を添えて提出してください。

eLTAXで提出する場合は、当町で付番した「指定番号」を必ず入力してください。

(注)「指定番号」は、各市町村によって異なります。

○給与支払報告書(個人別明細書)

給与支払報告書の用紙は、所轄の税務署より交付されます。用紙が必要な場合でまだ交付されていない場合は、所轄税務署または市町村へ請求してください。

給与支払報告書は、原則として年末調整した結果を転記していただくだけで結構です。

提出後に修正・訂正があった場合は、「訂正」と朱書きで記載し、正しい内容の報告書を再提出してください。

詳細については、裏面の作成の留意点や国税庁「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成の提出の手引(裏面にQRコード添付)」を参照してください。

○個人番号(マイナンバー)の記載に係る本人確認書類の添付

給与支払報告書には、マイナンバー等の記載が必要です。本人に確認のうえ、記載誤りや記入漏れのないようお願いいたします。

個人事業主の方は、給与支払報告書の提出の際に、本人確認書類[マイナンバーカードの表・裏又は通知カードと身元確認書類(運転免許証など)]の写しを添付(又は提示)する必要があります。

郵送で提出の際は、写しの添付をお願いいたします。直接窓口で提出される場合は、本人確認書類の原本または写しの提示をお願いいたします。

○仕切紙(普通徴収)の添付

個人住民税の「特別徴収」に該当する方と「普通徴収」に該当する方を区別し、それぞれの個人別明細書の間と同封した「仕切紙」を挟んで提出してください。

個人住民税は、**特別徴収(事業主が従業員に毎月支払う給与から税額を天引きして納めていただくこと)**が義務づけられております。

対象となる従業員は、前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている従業員となります。その際、提出する給与支払報告書は、「特別徴収」として提出してください。

なお、次に該当する方は、普通徴収が認められます。

- A 他の事業所で特別徴収されている方(乙欄適用者)
 - B 毎月の給与が少なく、税額を差し引くことができない方
 - C 給与の支払いが不定期な方
 - D 雇用期間がごく短期間で特別徴収実施が困難なアルバイト等
 - E 退職者、退職予定者(令和6年5月末日まで)、休職者
 - F 事業所全体の総従業員数(他市区町村に住所がある従業員を含む)が2人以下
- * 上記に該当する方であっても、特別徴収することができる場合は、特別徴収としてください。**

(注)仕切紙の添付なしや報告書に普通徴収の明記がない場合は、内容を精査したうえで、原則として特別徴収で通知することとなります。

〔令和6年度給与支払報告書（個人別明細書）作成の留意点〕

※ 個人事業主の方が提出する際には、事業主本人の確認書類〔マイナンバーカード 又は 通知カードと身元確認書類（運転免許証等）〕の写しの添付（又は提示）をお願いします。

⑥ 給与支払報告書（個人別明細書）

支払を受ける者 住所	※区分		①		受給者番号 (個人番号)		⑪			
					(役職名)					
氏名		(フリガナ)		氏名		(フリガナ)		⑪		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額						
給与・賞与	内	円	円	円						
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の有無等	控除対象扶養親族の数の有無等	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く)	非居住者である親族の数					
有	有	有	有	有	有					
内	円	円	円	円	円					
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額				
円		円		円		円				
(摘要)										
④ ⑤ ⑥										
生命保険料の金額	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額					
円	円	円	円	円	円					
住宅借入金等特別控除適用数	住宅借入金等特別控除の額の内訳	居住開始年月日(1回目)	居住開始年月日(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)					
円	円	年 月 日	年 月 日	円	円					
(フリガナ) 氏名		区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額					
円		円	円	円	円					
個人番号		③	基礎控除の額		所得金額調整控除額					
円		円	円		円					
控除対象扶養親族	1	(フリガナ) 氏名	区分	(フリガナ) 氏名	区分	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号				
	1	円	円	円	円					
	2	(フリガナ) 氏名	区分	(フリガナ) 氏名	区分	③				
	2	円	円	円	円					
	3	(フリガナ) 氏名	区分	(フリガナ) 氏名	区分	5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号				
	3	円	円	円	円					
	4	(フリガナ) 氏名	区分	(フリガナ) 氏名	区分					
	4	円	円	円	円					
未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	乙欄	本人が障害者	その他	ひとり親	勤労学生	中途就・退職	受給者生年月日
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	元 号 ⑪ 年 月 日
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	5 年 月 日
個人番号又は法人番号		住所(居所)又は所在地		氏名又は名称		(電話)				
円		円		円						

(摘要)には、前職分の加算額や支払者、源泉税額、扶養親族の氏名、続柄等(5人以上いる場合や同一生計配偶者がいる場合)を記入してください。

- ① 給与所得者の令和6年1月1日現在の住所を確認して記載してください。
- ② 所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載し、「**所得金額調整控除額**」に控除額を記載してください。
- ③ (源泉・特別)控除対象配偶者や控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族がいる場合は、その方の氏名、フリガナ、マイナンバーを記載してください(配偶者には**令和5年中の合計所得金額も必要**)。※配偶者及び扶養親族が「非居住者(国内に住所を有していない)」の場合は、配偶者は「○」を、扶養親族は「01~04」の番号を区分欄に記載してください。
01...30歳未満または70歳以上 02...30歳以上70歳未満で留学生
03...30歳以上70歳未満で障害者 04...30歳以上70歳未満で38万円以上送金
【注:住所が違う場合は、「非居住者」となりません。】
- ④ 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族のマイナンバーを記載します。この場合、マイナンバーの前には「摘要」の欄で氏名の前に記載する括弧書きの数字を付し、「摘要」の欄に記載する氏名との対応関係が分かるようにしてください。
- ⑤ 中途就職などで前職の給与等を合算して年末調整した場合は、その前職の支払者名・給与支払額・源泉徴収税額・社会保険料を摘要欄に記載してください。
- ⑥ 普通徴収とする方は、**普通徴収とする理由**が表面に記載してある**記号番号(A~F)を必ず記載してください。記載がない場合、内容を確認したうえで、令和6年度町県民税を「特別徴収」で依頼することとなります。**
- ⑦ 「生命保険料の控除額」欄に係る生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料又は旧個人年金保険料の、その年中に**支払った金額**をそれぞれ記載してください。【注:控除額ではありません】
- ⑧ 年末調整の際、住宅借入金等特別控除の適用を受けた方については、その適用を受けた家屋を居住の用に供した年月日を記載してください。また、区分は下記を参照の上記載してください。
なお、住宅借入金等特別控除の額が算出税額を超えるため、年末調整で控除しきれない場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」欄に住宅借入金等特別控除の額を記入してください。

〔住宅借入金等特別控除区分〕

住... 一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含みます。)

住(特家)... 「住」の要件+住宅が特例居住用家屋に該当するとき

認... 認定住宅等の新築に係る住宅借入金等特別控除の場合

認(特家)... 「認」の要件+住宅が特例認定住宅等に該当するとき

増... 特定増改築等住宅借入金等特別控除(バリアフリー改修、省エネ改修、多世帯同居改修)の場合

震... 東日本大震災で被災し、震災特例法第13条の2第1項の規定を適用した場合

震(特家)... 「震」の要件+住宅が特例居住用家屋に該当するとき

※ 当該住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合には「(特)」、特別特定取得に該当する場合(特例取得や特別特例取得を含む)には「(特特)」、特例特別特例取得に該当する場合には「(特特特)」と併記します。

- ⑨ 基礎控除の額が32万円または16万円の場合は、その額を記載してください。
※基礎控除の額が48万円である場合は記載不要です。
- ⑩ 未成年者は「18歳」までとなります。 **※18歳:平成18年1月3日以降に生まれた方**
- ⑪ 受給者の氏名・フリガナ・生年月日は正確に記載してください(生年月日の元号は漢字となります)。
【注:eLTAXで提出する方で、納税義務者用の税額通知の受取を電子データにより希望する場合は、受給者番号を必ず入力してください!】

給与支払報告書の記入方法については、国税庁ホームページ「令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」にも掲載してあります(右のQRコード)

